

## 資料3 現行計画の事業評価

### (1) 施策の方向性ごとの評価

現行計画では、男女共同参画に関する事業を9つの「施策の方向性」に分類し、それぞれ事業を推進しています。

今回、第二次計画を策定するにあたり、現行計画の全ての事業に対し事業に関連する課で、取組の進捗状況や現在の状況・課題等に関する評価を実施しました。

#### 【施策の方向性の点数評価】

施策の方向	評価平均	評価事業数
1 男女共同参画社会についてのさまざまな環境における教育・学習の推進	3.1	19件/21件
2 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備	3.3	6件/6件
3 多様性にとんだ魅力あるくらしづくりを支える地域環境づくりの推進	2.8	6件/8件
4 政策や方針の決定過程への女性参画の拡大	3.1	7件/10件
5 仕事と生活の調和を図るための男女共同参画の視点に立った環境の整備	3.2	18件/20件
6 男女共同参画社会実現の視点に立った制度・慣行の見直し	3.1	13件/15件
7 女性の人権を侵害するあらゆる暴力の防止と救済に向けた環境の整備	3.1	55件/74件
8 男女共同参画社会実現の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援	3.3	18件/22件
9 男女共同参画の視点に立った多様な生活形態の支援	3.5	19件/21件

※計画策定期（平成26年度）及び計画改定期（令和2年度）から組織再編が行われ、事業の所管が変更となったことや事業が実施されなかった等の理由により一部事業で評価は行っていません。

#### ■参考 事業の点数評価の手法

全ての事業に対し、事業に関わる課で、取組の進捗状況に基づきA～Eの5段階及びF（評価無し）での評価を行い、A～Eをそれぞれ5～1点として点数換算を行いました。

複数の課が事業評価を行っている場合は、F（評価無し）は除外した残りの平均値をとりました。

評価	評価基準	点数評価
A	顕著に推進（100%以上）	5点
B	順調に推進（80～100%）	4点
C	概ね順調に推進（50～80%）	3点
D	あまり推進できず（25～50%）	2点
E	推進できず（25%未満）	1点
F	評価無し（実施無し、所管課の変更等）	点数評価から除外

## (2) 施策の方向性ごとの事業の実施状況の評価

### 【施策の方向性1の事業の実施状況】

		事業名	平均点
1 男女共同参画社会についての学習の推進 さまざまな環境における教育	1	男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	3.5
	2	公民館等、身近な場所での多様な機会をとらえた講座等の開催	評価無し
	3	人権教育・学習の推進	3.0
	4	生涯学習・社会教育の推進	3.0
	5	若年期からのライフプランニングに関する広報・啓発の推進	評価無し
	6	租税教育への男女共同参画の視点の導入	4.0
	7	キャリア教育への男女共同参画の視点の導入	4.0
	8	メディア・リテラシー（メディアを読み解く力）向上のための支援	3.0
	9	男女共同参画社会についての情報提供の充実	3.0
	10	男女共同参画社会に関する図書等の整備・充実	2.0
	11	社会教育、学校教育担当職員への研修	3.0
	12	校長・教頭会等を活用した男女共同参画概念の周知	3.0
	13	教職員、幼稚園教諭、教育に携わる人への研修	3.0
	14	人権・男女共同参画についての授業等の取り組みに関する支援	3.0
	15	幼児教育・学校教育等における人権教育への男女共同参画視点の導入	3.0
	16	各種相談員への研修	4.0
	17	保護者・PTA等への情報提供等支援	3.0
	18	女性団体等への情報提供等支援	2.5
	19	事業所等への情報提供	2.7
	20	各種講座、事業等の開催日時の配慮	3.9
	21	町が開催する講座等での一時保育の実施	3.0

### 【施策の方向性1の具体的な実施状況と評価・課題】

○男女共同参画に関する講座等が開催できていないものの、町人権教育研修会を毎年開催し人権全般に関する啓発を行っています。また、子育て中の方が参加する一部行事や子育て講座等では一時保育・託児を実施しているものの、マンパワー不足により全ての行事での実施には至っていません。

今後は、男女共同参画に関する講座の開催や、実施中の研修会の更なる周知・広報・内容の充実が課題となります。

主な関連事業：「2 公民館等、身近な場所での多様な機会をとらえた講座等の開催」

「3 人権教育・学習の推進」「21 町が開催する講座等での一時保育の実施」他

○学校での教育については、各学校・園で実施している家庭教育学級にてジェンダー等に関する講座の実施、教員・校長等や教育行政に携わる職員の研修への参加等を行っています。また、町PTA連絡協議会などを通して子育て当事者に対する啓発を実施しています。

主な関連事業：「4 生涯学習・社会教育の推進」「13 教職員、幼稚園教諭、教育に携わる人への研修」「17 保護者・PTA等への情報提供等支援」他

○地域に対する周知・啓発として、男女共同参画地域推進員との連携や県研修等に関する情報提供等を行っていますが、その他の相談員や女性団体等に対する周知が課題となります。

主な関連事業：「16 各種相談員への研修」「18 女性団体等への情報提供等支援」

○事業所等を通した雇用者への周知啓発については、連携やマンパワーの不足により、事業所と接する機会のある課から事業所等への周知ができていない状態にあります。

主な関連事業：「20 事業所等への情報提供」

## 【施策の方向性2の事業の実施状況】

	事業名		平均点
向画2 け社 た会男 整推づ女 備進く共 体り同 制に参	22	男女共同参画基本計画の施策の推進	3.0
	23	男女共同参画についての全庁的な理解の共有と浸透	3.0
	24	国・県・近隣自治体・県男女共同参画センター等関係機関との連携	4.0
	25	家庭・学校・職場・地域においてあらゆる人・主体との協働	3.0
	26	男女共同参画基本計画の進捗状況の調査と評価（評価システムの構築）	4.0
	27	調査研究、情報収集・提供	3.0

## 【施策の方向性2の具体的な実施状況と評価・課題】

○計画の施策の推進に関しては、各課に取組状況の調査を行うとともに男女共同参画に関する全庁的な理解の共有を図るための展示・研修を実施し、各課の取組の促進を図っています。一方、計画策定当初は、計画の進捗状況の把握・報告・評価を行うシステムを構築する予定でしたが、システム構築には至っていないことや組織再編が行われたことから、現在の状況に即した評価方法の見直しが求められます。

主な関連事業：「22 男女共同参画基本計画の施策の推進」「23 男女共同参画についての全庁的な理解の共有と浸透」「26 男女共同参画基本計画の進捗状況の調査と評価（評価システムの構築）」

○家庭・学校・職場・地域等での協働による推進については、その中心的な役割を担う男女共同参画地域推進員の養成のために、養成講座の町内会場設置等を行っています。

主な関連事業：「25 家庭・学校・職場・地域においてあらゆる人・主体との協働」

## 【施策の方向性3の事業の実施状況】

	事業名		平均点
支力3 えあ るる多 地く様 の域ら性 推環しに 境づと づくん くりだ りを魅	28	各種会議・研修会等の開催における配慮	3.5
	29	ボランティア活動、NPO等への参画促進に向けた支援	評価無し
	30	公民館活動における男女共同参画の推進	4.0
	31	女性に対する経営管理能力の向上や技術習得等に向けた研修等の充実	2.0
	32	女性に対する融資、税制等経営参画に係る知識の普及	2.0
	33	女性の認定農業者・漁業者等の育成	2.0
	1	【再掲】男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	3.5
	2	【再掲】公民館等、身近な場所での多様な機会をとらえた講座等の開催	評価無し

## 【施策の方向性3の具体的な実施状況と評価・課題】

○各種会議や研修会では、各課で性別等にかかわらず誰もが参加しやすいよう日程等に配慮しており、要望に応じて土日に出前研修会を開催するなど、参加機会の確保に努めています。

主な関連事業：「28 各種会議・研修会等の開催における配慮」

○ボランティア活動等については、活動促進のための支援は行っているものの、女性等の参加促進に特化した取組は現在行っておらず「評価無し」となっています。

主な関連事業：「29 ボランティア活動、NPO等への参画に向けた支援」

○経営等に関する研修については、女性に特化した経営関連の研修会等は実施していないものの、研修会開催時は男女ともに参加が見られます。

主な関連事業：「31 女性に対する女性に対する経営管理能力の向上や技術習得等に向けた研修等の充実」「33 女性の認定農業者・漁業者等の育成」

## 【施策の方向性4の事業の実施状況】

		事 業 名	平均点
4 政 策 や 方 針 の 参 画 の 拡 大 程 度 へ	34	女性のためのエンパワメント研修の開催	評価無し
	35	女性の人材リストの整備	評価無し
	36	審議会等における女性の参画の促進	3.0
	37	審議会等委員の公募制の導入	3.7
	38	学校教育・社会教育の場における役員等への女性の参画の促進	2.0
	39	各種団体への女性の参画に関する支援の充実	2.3
	40	ロールモデルに関する情報収集と提供	評価無し
	41	県と協力したメンター制度の確立	3.0
	42	役場におけるポジティブ・アクションの実施	4.0
	7	【再掲】キャリア教育への男女共同参画の視点の導入	4.0

## 【施策の方向性4の具体的な実施状況と評価・課題】

○女性のエンパワメント研修や女性人材リストの整備といった、女性人材の活躍に向けた全庁的・体系的な人材の整理・把握・促進は現在行っていません。

しかし、行政計画策定に係る審議会においては、子育て世代やIターン者の女性委員を起用したり、委員の公募を行う等、各課で必要に応じて把握・起用を行っています。

また、審議会等では性別に関わらず専門職が招聘されるケースがあることや、関係課からは必要性を感じないという意見も出ていることから、男女共同参画の「男女双方の視点の反映」という意義を踏まえ、現在の体制に即した取組の在り方の検討が求められます。

主な関連事業：「34 女性のためのエンパワメント研修の開催」「36 審議会等における女性の参画の促進」他

○町内におけるメンター（自身の経験等を基に、経験の浅い人に対して指導や助言を行う人）として地域推進委員による相談を適宜行う体制を整備しています。

主な関連事業：「41 県と協力したメンター制度の確立」他

## 【施策の方向性5の事業の実施状況】

		事 業 名	平均点
5 仕 事 と 生 活 の 調 和 つ た 國 環 た の め 整 備 の 男 女 共 同 参 画 の 視 点 に	43	「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）についての広報・啓発活動の推進	3.0
	44	多様な働き方、多様な職業の選択に関わるロールモデルの収集と情報提供	3.0
	45	男性を対象とした育児への参画のための支援	4.0
	46	男性を対象とした介護への参画のための支援	4.0
	47	職業訓練等の情報提供	3.0
	48	役場におけるポジティブ・アクションの実施	3.0
	49	役場における「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）の推進	4.0
	50	妊娠・出産を理由とする不利益取扱いに対する周知	3.0
	51	男女雇用機会均等法に基づく女性労働者の母性保護及び母性健康管理についての周知徹底	2.0
	52	誰もが働きやすい環境をつくるための事業所等に対する情報提供	3.0
	53	パワーハラスメントに関する情報提供	3.0
	54	事業所等に対するポジティブ・アクションに関する情報提供	3.0
	55	男女雇用機会均等法履行確保に向けた支援の充実	2.5
	56	働くことに関わる法律や制度に関する広報	評価無し
	57	入札に関する評価制度への男女共同参画に関する評価事項の導入	評価無し
	58	家族経営協定締結の促進	3.0
	59	新規就農者支援策の充実を図る男女共同参画の視点の導入	3.0
	1	【再掲】男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	3.5
	3	【再掲】人権教育・学習の推進	3.0
	6	【再掲】租税教育への男女共同参画の視点の導入	4.0

## 【施策の方向性5の具体的な実施状況と評価・課題】

- 「仕事と生活の調和」については観光まちづくり課で、多様な働き方については社会教育課で、それぞれ国等のリーフレットを活用した広報活動を行っています。さらなる理解の促進に向けて研修等の継続的な開催等が求められます。
  - 主な関連事業：「43 「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）についての広報・啓発活動の推進」「44 多様な働き方、多様な職業の選択にかかるロールモデルの収集と情報提供」
- 母子手帳交付時や産前教室にパートナーが参加するケースが増えています。家族介護者交流会を男性でも参加しやすいよう日程に配慮し開催していますが、男性の参加者が少ない状態です。ともに、今後もさらなる参加率増加に向けた参加勧奨が必要となります。
  - 主な関連事業：「45 男性を対象とした育児への参画のための支援」「46 男性を対象とした介護への参画のための支援」
- 関係機関等に対し労働環境やパワーハラスメント等に関する周知を行っていますが、法律・制度に特化した周知や入札関連の取組など、一部実施できていないものがあります。
  - 主な関連事業：「52 誰もが働きやすい環境を作るための事業所等に対する情報提供」他

## 【施策の方向性6の事業の実施状況】

		事業名	平均点
男女共同参画・慣社会行会の実見現直のし視点に立つた	60	町職員への研修	4.0
	61	家庭生活の役割分担に関する啓発の推進	2.5
	62	職場内における慣行の見直しに向けた広報・啓発活動の推進	3.0
	63	学校運営における慣行の見直しに向けた広報・啓発活動の推進	3.0
	64	行事やイベントにおける慣行の見直し	3.3
	65	地域運営における慣行の見直し	2.0
	66	地域の慣行についての実態把握	評価無し
	67	個性を大切にする進路指導の充実	3.0
	68	先進自治体の事例等の収集及び活用	評価無し
	69	公民館の方針決定の場への女性の参画拡大に向けた環境づくり	5.0
	70	各種団体の方針決定の場への女性の参画拡大に向けた環境づくり	2.5
	1	【再掲】男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	3.5
	4	【再掲】生涯学習・社会教育の推進	3.0
	8	【再掲】メディア・リテラシー（メディアを読み解く力）向上のための支援	3.0
	9	【再掲】男女共同参画社会についての情報提供の充実	3.0

## 【施策の方向性6の具体的な実施状況と評価・課題】

- 男女共同参画に関する町職員向け及び町民向けの研修、学校・園等での家庭教育学級を実施しています。
  - 主な関連事業：「60 町職員への研修」、「61 家庭生活の役割分担に関する啓発の推進」
- 地域活動については、公民館運営への女性団体の参画や女性の公民館長が増えてきている一方で、地域の慣行についての実態把握や先進事例の収集は実施できていないことから、取組事項の見直しとより一層の地域活動の促進が求められます。
  - 主な関連事業：「65 地域運営における慣行の見直し」「66 地域の慣行についての実態把握」

## 【施策の方向性 7の事業の実施状況】

事 業 名		平均点
7 女性の人権を侵害するあらゆる暴力の防止と救済に向けた環境の整備	71 法教育の推進	評価無し
	72 「人権週間」における広報・啓発	4.0
	73 地域における学習機会の提供	評価無し
	74 多様な機会をとらえた広報・啓発の推進	3.0
	75 講演会や研修会等の開催による啓発の実施	評価無し
	76 県男女共同参画センター等における講演会等の情報提供	3.0
	77 各種団体の研修会等の機会を活用した啓発の推進	3.0
	78 書籍やビデオ等関連情報の提供	評価無し
	79 啓発用リーフレットの活用	2.0
	80 「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした広報・啓発	評価無し
	81 被害者が自ら配偶者等からの暴力に気付くための啓発活動の推進	2.0
	82 暴力に頼らない問題解決のための広報・啓発の推進	評価無し
	83 身近な事例を用いた啓発、参加体験型の研修等の実施	評価無し
	84 一時避難所の確保等による被害者の保護	4.0
	85 警察の緊急通報装置貸出制度	評価無し
	86 地域における見守り支援	評価無し
	87 地域のあらゆる主体における防犯活動・地域安全活動の推進	3.0
	88 婦人保護施設や母子生活支援施設等と連携した被害者の保護	3.0
	89 身近な避難先の確保	評価無し
	90 保健・医療機関における早期発見のための相談対応マニュアルの活用	3.0
	91 医療機関における診療等スクリーニングを通じた早期発見と積極的な情報提供	2.0
	92 育児・介護サービスの提供者による早期発見	4.0
	93 母子保健事業を通じた早期発見と被害者や子ども、家庭への積極的な働きかけ	4.0
	94 配偶者等からの暴力及び児童虐待の支援関係機関の連携協力体制の強化	4.0
	95 民生委員や人権擁護委員等による早期発見・対応の促進	評価無し
	96 学校、幼稚園、保育所等における子どもの行動等からの早期発見・援助	3.3
	97 外国人、障害者、高齢者の独立防止と暴力の未然防止・早期発見のための環境づくり	3.0
	98 医療関係者への通報・通告制度の周知徹底	1.0
	99 通報者の情報の保護の徹底	3.0
	100 配偶者暴力防止法に基づく通報制度及び児童虐待防止法に基づく通告制度の広報	3.0
	101 各機関における被害者の個人情報の保護と守秘義務の徹底	4.0
	102 教育委員会及び学校における個人情報の適切な管理	3.0
	103 被害者の個人情報を共有する支援関係機関の情報管理のルールづくり	4.0
	104 個人情報を扱う町職員や各種機関における配偶者等からの暴力に関する理解の促進	3.0
	105 警察との連携・協力	4.0
	106 ストーカー規制法や接近禁止等の仮処分の申し出制度等の情報提供	評価無し
	107 医療保険・国民年金の加入脱退手続きにおける支援措置	3.0
	108 住民基本台帳の閲覧等の制限に関する支援措置	5.0
	109 保護命令制度の広報と申立てに関する支援	評価無し
	110 配偶者等からの暴力を発見しやすい立場にある関係者への、配偶者等からの暴力についての知識と適切な対応の周知	4.0
	111 教育、保健医療関係者、警察、相談機関の職員等を対象とした研修への参加促進	3.0
	112 支援関係機関の職務関係者を対象とした研修の実施	評価無し
	113 支援者の個人情報管理の徹底	3.7
	114 安心して相談できる環境の整備	3.0
	115 外国人・障害者への対応が可能な相談機関等の情報の把握	2.0
	116 「支援者のための相談対応マニュアル」の活用	1.0
	117 相談員等支援者のケアの充実	4.0
	118 県DV被害者支援養成講座への支援関係機関職務関係者の派遣	評価無し
	119 庁内連絡会議の設置	評価無し
	120 支援関係機関・団体の連携協力体制の強化	4.0
	121 支援関係機関の時間外及び休日における保護に関する連絡体制の確立	4.0
	122 自立困難な被害者への個々の状況に応じた支援	3.0
	123 生活保護・児童扶養手当・児童手当等各種経済的支援制度の適用	3.0
	124 母子・寡婦福祉資金や生活福祉資金、母子・寡婦・父子たすけあい資金等貸付制度の適用	4.0
	125 各種保育サービスの情報提供・利用支援	4.0
	126 学校や幼稚園、保育所、児童クラブ等への修学や入所等の支援	3.5
	127 ハローワークにおける職業相談や指導等の情報提供	3.0
	128 就職のための技能習得等の情報提供	3.0
	129 配偶者暴力防止法に基づく子に対する接近禁止命令制度の周知	3.5
	130 地域のあらゆる主体における子どもの見守りの推進	3.5
	131 健康診査・予防接種の弾力的実施	評価無し
	132 デートDV防止に関する教育・啓発の推進	2.3
	133 暴力に頼らない問題解決の力量形成を図るための教育の推進	3.0
	134 被害者に関する適切なケア	3.0
	135 住民との協働による有害環境浄化の推進	評価無し
	136 子どもに対する性的な暴力の防止・救済に向けた支援	2.5
	137 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた取り組みの推進	2.0
	138 庁内におけるセクシュアル・ハラスメント防止・救済に向けた取り組みの推進	4.0
	139 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止・救済に向けた取り組みの推進	3.0
	140 その他のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント防止・救済活動の推進	2.0
	141 セクシュアル・ハラスメントの相談窓口に関する情報提供	評価無し
	142 男女雇用機会均等法の周知の徹底	2.0
	1 【再掲】男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	3.5
	3 【再掲】人権教育・学習の推進	3.0

## 【施策の方向性7の具体的な実施状況と評価・課題】

- 広報関連については、庁舎内へのリーフレット設置、成人式・二十歳の集いでのリーフレット配付、各種団体の実施する研修会等での資料配布等を行っているものの、講演会の実施や「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月）のパネル展示には至っていません。  
主な関連事業：「73 地域における学習機会の提供」「75 講演会や研修会等の開催による啓発の実施」「80 「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした広報・啓発」他
- 地域との連携については、町校外生活指導連絡会等との連携による地域安全活動の推進（社会教育課）や、DVや児童虐待と思われるケースがあった場合は町に情報提供する旨を医療機関や健診機関等へ呼びかけています。  
主な関連事業：「86 地域における見守り支援」「87 地域のあらゆる主体における防犯活動・地域安全活動の推進」「110 配偶者等からの暴力を発見しやすい立場にある関係者への、配偶者等からの暴力についての知識と適切な対応の周知」他
- 事案発生時の一時避難については、必要に応じて福祉支援課にて島内の宿泊先などの一時避難先の確保や入所までの支援を行っているものの、身近な避難先の確保には至っていません。被害者の就労支援や子どもの保育・教育支援、プライバシー情報の保護については、関係者が連携し適切に対応しています。  
主な関連事業：「84 一時避難所の確保等による被害者の保護」「86 地域における見守り支援」「87 地域のあらゆる主体における防犯活動・地域安全活動の推進」「127 ハローワークにおける職業相談や指導等の情報提供」他
- ストーカー規制法等に基づく安全確保については、体制はあるものの実際の対応ケースはないため評価無しとなっています。また、事業関連のノウハウ・知識の習得が課題となります。  
主な関連事業：「106 ストーカー規制法や接近禁止等の仮処分の申し出制度等の情報提供」
- 青少年関連の取組としては、デートDVについての中学生への教育や町校外生活指導連絡会での警察講話や、DV防止について青少年育成町民会議において取り上げる等の啓発活動を行っています。また、社会教育施設等においてこども向けの相談を行っています。課題として、関係各課や各機関同士で体制や整備状況をお互いに充分に把握できていないことから連携のための仕組みづくりが求められます。  
主な関連事業：「132 デートDV防止に関する教育・啓発の推進」「134 被害者に関する適切なケア」「136 子どもに対する性的な暴力の防止・救済に向けた支援」他
- 府内でのセクシュアル・ハラスメントの防止・救済に向けて、令和5年度に職員のハラスメント防止規定を策定するとともに、相談体制についてもあわせて整備しました。  
主な関連事業：「138 府内におけるセクシュアル・ハラスメント防止・救済に向けた取り組みの推進」

## 【施策の方向性8の事業の実施状況】

	事業名	平均点
8 男女共同参画社会健実康現にの関視するに支援つた生涯を通じた心身	143 リプロダクティブ・ヘルツ／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての知識の普及	評価無し
	144 健康管理に関する普及啓発、健康診査・指導等の推進	3.5
	145 妊娠・出産期における適切な健康管理の推進	評価無し
	146 母性健康管理指導事項連絡カードの活用促進	4.0
	147 思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等女性の生涯を通じた健康保持に関する事業の推進	3.0
	148 母子保健推進員の養成	4.0
	149 「マタニティマーク」の普及	4.0
	150 性差に応じた生活習慣病の予防施策の推進	3.0
	151 性差に応じたがん検診の充実	4.0
	152 食育の推進	3.0
	153 高齢期の自立した生活のための自立支援策の充実	3.5
	154 健康相談の実施	3.0
	155 自殺予防対策の推進	2.0
	156 メンタルヘルス支援策の推進	4.0
	157 専門職員の資質の向上	評価無し
	158 発達段階に応じた性教育の推進	3.0
	159 HIV／エイズについて発達の段階を踏まえた教育・学習の推進	3.0
	160 喫煙、飲酒についての健康被害に関する正確な情報の提供	3.0
	161 家族経営協定の内容に健康保持・生涯を通じた女性の健康支援に関する項目の設置助言	3.0
	8 【再掲】メディア・リテラシー（メディアを読み解く力）向上のための支援	3.0
	43 【再掲】「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）についての広報・啓発活動の推進	3.0

## 【施策の方向性8の具体的な実施状況と評価・課題】

○リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する事項を除き、健康に関する各種周知や指導を適切に推進しています。課題として、健診やがん検診の受診率が伸び悩んでいることからさらなる受診率向上に向けた取組が求められます。

主な関連事業：「143 リプロダクティブ・ヘルツ／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての知識の普及」「144 健康管理に関する普及啓発、健康診査・指導等の推進」他

○健康・保健に関する専門職員の資質向上のための研修や食育・食生活指導に関わる人員の不足など、専門的な分野に関する人材面の取組が不足しており、今後の課題となります。

主な関連事業：「152 食育の推進」「157 専門職員の資質の向上」

## 【施策の方向性9の事業の実施状況】

事 業 名		平均点
9 男女共同参画の視点に立つた多様な生活形態の支援	162 高齢期を見据えた若年期からのライフプランニングに関する広報・啓発	評価無し
	163 育児相談の実施	4.0
	164 育児休業法の周知	4.0
	165 妊娠・出産・子育てに困難な状況を抱えた女性への適切な対応	3.0
	166 地域子育て支援拠点の整備	3.5
	167 多様な生活形態・多様な家族形態を包含する地域コミュニティの構築	3.0
	168 地域協働による子育て支援を進めるための子育て支援に関わる地域資源のネットワーク化	4.0
	169 多様な保育サービスの提供	3.0
	170 放課後児童クラブの実施	4.0
	171 子育てに伴う経済的負担の軽減を図る制度の周知と弾力的な運用	4.0
	172 子ども医療費助成事業	4.0
	173 ひとり親家庭に対する保育所優先的入所	5.0
	174 各種相談窓口の環境整備	評価無し
	175 外国人が安心して暮らせる環境の整備	4.0
	176 協働による地域づくりを進めるための研修の実施	評価無し
	177 子育て支援に関する情報発信・情報提供の体制整備	3.0
	178 バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した公共施設・道路整備	3.0
1	【再掲】男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	3.5
3	【再掲】人権教育・学習の推進	3.0
8	【再掲】メディア・リテラシー（メディアを読み解く力）向上のための支援	3.0
13	【再掲】教職員、幼稚園教諭、教育に携わる人への研修	3.0
44	【再掲】多様な働き方、多様な職業の選択に関わるロールモデルの収集と情報提供	3.0

## 【施策の方向性9の具体的な実施状況と評価・課題】

○男女共同参画の視点からの若年期からのライフプランニングについて、現在、具体的な事業の実施がなく、事業の必要性や手法の見直しなどが求められます。

主な関連事業：「162 高齢期を見据えた若年期からのライフプランニングに関する広報・啓発」

○多様化・複雑化した相談ニーズに対応するための総合的な相談支援ができる職員の確保や、多様化する地域課題に対する協働による解決といった地域福祉に関する分野の取組が不足しています。現在、屋久島町ではこれらの分野に関する計画である「地域福祉計画」を策定中であることから国の「包括的な相談窓口の整備」「地域協働による課題の解決」を推進する方針を踏まえて、地域福祉計画にて取組の方向性の検討を行います。

主な関連事業：「174 各種相談窓口の環境整備」「176 協働による地域づくりを進めるための研修の実施」